

栗原市教育等の振興に関する施策の大綱

～ 学府くりはらの創造 ～

令和4年1月
栗原市

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

子供や社会を取り巻く環境は、人口減少社会の到来を見据えた地方創生の動きや、近年のグローバル化及びICT（情報通信技術）の進展などにより大きく変化しています。また、いじめ・不登校等への対応や心のケアなど様々な課題に対応する取り組みが必要になっています。

このような中、本市では、豊かな感性とたくましく生きる力を育てる教育の充実や、心身ともに健康で生涯にわたって学び続けられる環境の形成等に取り組んでおりますが、これまで以上に、子どもの健やかな成長を支え、時代の変化に対応し得る「生きる力」を育むため、地域住民の協力を得ながら学校教育・家庭教育の充実を図る必要があります。

市においては、「まちづくりはひとづくり」からという基本理念のもと、今後も切れ目のない取り組みを推進するため、栗原市総合教育会議において十分な協議を行い、新たな「栗原市教育等の振興に関する施策の大綱」を策定いたしました。

この新たな大綱のもと、市が掲げる「学府くりはら」実現のため、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続けられる環境の形成と、栗原の誇れる歴史・文化の継承に、教育委員会と共に本市らしい教育の実現に努めてまいります。

令和4年1月

栗原市長 佐藤 智

1 本市教育の基本理念

市は、「まちづくりはひとづくり」からという基本的な考え方に立ち、市民一人一人が、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる人材の育成を目指します。

このため、地域・学校・家庭が一体となって、次代を担う子どもたちの主体性、社会性、創造性を育み、豊かな感性とたくましく生きる力を育てる教育の充実を図るとともに、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続けられる環境の形成と、栗原の誇れる歴史・文化の継承を図ります。

2 策定の趣旨と内容

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市長が教育委員会と協議の上、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされました。

本市においては、これまでも豊かな感性とたくましく生きる力を育てる教育の充実、心身ともに健康で、生涯にわたって学び続けられる環境の形成等に取り組んできていますが、これまで以上にこれらの教育行政を推進するため、教育、学術及び文化等の振興に関する方向性等を示す「大綱」を策定します。

また、この大綱は、明日を担う“栗原っ子”を育むための、市民へのメッセージでもあります。

3 大綱の計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

なお、この大綱を基に、教育委員会において教育要覧「栗原市の教育」を作成・事業展開を図り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、施策の評価及び進捗管理を行います。

4 策定に当たっての考え方

第2次栗原市総合計画基本構想のうち、教育、学術及び文化等に関する「将来像Ⅰ．恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまち」「Ⅱ．子どもたちの豊かな感性と生きる力を育むまち」「Ⅲ．健康や生活に不安がなく、優しさと思いやりに満ちたまち」を基礎に策定します。

5 基本方針

次代を担う子どもたちの主体性、社会性、創造性を育み、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続ける生涯学習社会の実現など「学府くりはら」形成のため、次の4つの基本方針を掲げます。

◆基本方針Ⅰ 一人一人の可能性を引き出し、生きる力を育む学校づくり

学校教育においては、次代を担う人材の育成と豊かな人間形成を目指し、地域の特性や学校の創意工夫を生かして、心身ともに健康で、「知性と創造性に富み、心豊かでたくましい人間の育成」に努めます。そのため、全教職員の英知と創造力を結集し、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程の編成と実施に努めるとともに、教職員の資質・能力と指導力の向上を図り、幼児・児童生徒一人一人の「生きる力」の要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育む教育及び個性を生かす教育を推進します。併せて、施設整備の充実に努めるとともにきめ細かな指導のもと、生き生きと学習に取り組むことのできる教育環境の整備を推進します。さらに、安全・安心な学校を目指し、幼児・児童生徒の安全確保と学校の安全管理に万全を期し、問題の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

◆基本方針Ⅱ 共に助け合い、思いやりに満ちた地域社会の創造

市民が「ともに助け合い」「思いやりに満ちた」地域社会の形成を目指し、幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた生涯学習に取り組むための環境整備に努めます。さらに、地域住民や学校・家庭が一体となった支援体制を築き、個性豊かな地域づくりを推進します。

◆基本方針Ⅲ 地域の特性を生かした文化芸術活動の推進

市民が、ふるさとに誇りを持ち文化・芸術活動ができる環境をつくり、優れた芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、主体的・創造的な活動を支援します。また、貴重な歴史遺産・文化財を次世代に継承するとともに、保存・活用を推進し、地域の活性化を図ります。

◆基本方針Ⅳ 楽しさと活力ある生涯スポーツの推進

市民が、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進によって活力のある生活の実現を目指し、誰もがスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、生涯スポーツの推進・普及のため、スポーツ人口の拡大に努めるとともに、地域指導者の育成や社会教育関係団体への支援を強化します。

6 施策の展開

本大綱では、4つの「基本方針」と9つの「基本目標」のもと、理念の実現に向けて取り組んでいきます。

基本理念

市は、「まちづくりはひとづくり」からという基本的な考え方に立ち、市民一人一人が、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる人材の育成を目指します。

このため、地域・学校・家庭が一体となって、次代を担う子どもたちの主体性、社会性、創造性を育み、豊かな感性とたくましく生きる力を育てる教育の充実を図るとともに、すべての市民が心身ともに健康で、生涯にわたって学び続けられる環境の形成と、栗原の誇れる歴史・文化の継承を図ります。



7 基本目標と施策の方向性

基本目標

1

創意と活力に満ちた特色ある学校の創造

⇒ 創意と活力に満ちた特色ある学校経営への支援を行います。

【施策の方向性】

- ・少人数学級の充実及び少人数指導や補助員の配置等きめ細かな学習指導の推進
- ・幼児・児童生徒の心身の健全な発達を図るための事業及び教育環境整備の推進
- ・通学における利便と安全確保を図るため幼児・児童生徒への通学支援
- ・学校評価システムの活用による学校運営の充実
- ・栗駒山麓ジオパークなどの豊かな自然環境を生かしたふるさと教育や農業体験学習の推進

基本目標

2

子どもたちの豊かな心の醸成

⇒ いじめを許さない学校づくりと、一人一人を大切にし、豊かな心を育むための道徳教育及び生徒指導、特別支援教育を推進します。

【施策の方向性】

- ・いじめ・不登校の未然防止と早期発見、早期対応による迅速な問題解決に向けた関係機関との連携強化及び相談支援体制の充実
- ・自分の夢や目標の実現のためによりよい生き方を主体的に探究する志教育の充実と推進
- ・幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続を図るための教育課程の編成と連携事業の実施
- ・支援を必要とする児童生徒の理解を深め、自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進と関係機関との連携
- ・児童生徒の教育的ニーズを把握し、生活や学習の困難を改善するための適切な支援

基本目標

3

子どもたちの確かな学力の育成

⇒ 学力向上を図るための学習指導法等の工夫・改善及び学習規律・学習習慣の形成を図ります。

【施策の方向性】

- ・教育研究センターを活用した幼児教育・学校教育に関する研究や教職員の交流・研修、教育相談等の推進
- ・学力向上を図るためのICTを活用した授業の充実
- ・くりはら未来塾の実施や家庭学習推進事業の実施による学習習慣の確立
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用する力を定着させるための学習会の実施
- ・国際理解の推進と英語教育を充実するためのALTの配置と英語活用事業の実施
- ・市独自の研究指定校事業による効果的な学力向上対策の共有と推進

基本目標

4

子どもたちの健康と体力の向上

⇒ 健やかな身体を培う体育・健康教育の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ・体力の向上と生涯スポーツの基礎を培う体育指導の推進
- ・望ましい食習慣の確立とバランスの取れた食生活や食育の推進
- ・安全安心な学校給食の提供と食物アレルギー対策の実施
- ・学校保健活動の活性化と学校医等との連携による健康指導の推進
- ・幼児・児童生徒及び教職員の健康の促進のための健診事業
- ・健康に暮らすための基本的生活習慣の確立に向けた指導の推進

基本目標

5

安全・安心な学校教育の推進

⇒ 自らの命を守るための防災教育と安全・安心な学校教育の推進を図ります。

【施策の方向性】

- ・発達段階に応じて自らの命を守るための危険予知能力の育成
- ・貴重な地域資源であるジオパーク関連の資源を活用した防災教育等の推進
- ・交通安全や防犯及び防災の教育を推進するとともに安全確保を図る危機管理体制の確立と関係機関との連携強化

基本目標

6

「いつでも・どこでも・だれでも」学べる生涯学習の推進と、学びを生かした地域づくりの振興

⇒ 生涯にわたる学習機会を提供し、生涯学習活動の支援及び社会教育事業や施設の充実を図ります。また、国際理解のための学習や事業を推進します。

【施策の方向性】

- ・家庭教育支援の充実
- ・ライフステージに応じた学習活動支援
- ・地域の人材を活用した協働教育の推進と指導者の発掘・育成
- ・市民の学習ニーズの把握と学習情報の提供
- ・社会教育施設の充実と生涯学習環境の整備
- ・コミュニティ事業と連携した生涯学習の推進
- ・海外派遣事業や学校・地域・国際交流関係団体等との連携による国際交流活動の推進
- ・地域や学校、家庭等を基盤とした社会全体での子どもの読書活動の推進

基本目標

7

地域に根ざした文化芸術の振興

⇒ 文化芸術活動の支援及び地域に根ざした文化芸術を推進します。

【施策の方向性】

- ・文化芸術を生かした活動の推進と自主活動への支援
- ・文化芸術事業の開催及び鑑賞する機会の提供と体験機会の拡充
- ・文化施設の設備充実と環境整備

基本目標

8

文化財の保存と活用の推進

⇒ 文化財の保存・活用と継承活動を推進します。

【施策の方向性】

- ・地域の文化財の調査、保存・活用と公開
- ・史跡等の環境整備の推進
- ・文化財への理解と保護に対する関心を高めるための広報活動の充実
- ・伝統文化の継承と後継者育成の支援

基本目標

9

健康の保持増進とスポーツの推進

⇒ スポーツ活動の支援及び社会体育事業や施設の充実を図ります。

【施策の方向性】

- ・スポーツを行う場の提供と市民の健康づくりや体力づくりへの支援
- ・スポーツ指導者の育成・指導とスポーツ人口の拡大
- ・社会体育施設の充実とスポーツ環境の整備
- ・総合型地域スポーツクラブの組織づくりへの支援
- ・各種スポーツ大会における関係団体や学校との連携強化